

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月10日(木)

午前9時00分～午前11時02分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第2回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年8月10日(木) 午前9時00分～午前11時02分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄
委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介(欠席)

4. 8月の農業相談委員

2番	安藤	敏生	委員
3番	石井	佐千生	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●● 外1名)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ⑥ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理特例事業)

(2) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	植本 千晴
事務局職員	大村 亮介

開 会 9 時 0 0 分

議長

おはようございます。皆さんお揃いですので、少し早いですが始めます。台風の後農地を回ってみましたが、被害がほとんどなく一安心しております。

実質本日の総会が第1回目ということになります。

では、第2回目の農業委員会総会を開始します。本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第2回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係4件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が老良にお住まいの●●●●氏、譲渡人が老良にお住まいの●●●●氏です。申請地が3ページの字図にありますように、遠賀町大字老良字老良46番1、地目は畑、面積は112㎡です。
農地区域は農業振興地域内非農用地で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は356㎡となっておりますが、所有している農地面積は5,548㎡で、そのうち5,192㎡は貸付地となっております。年間150日以上農業に従事しており、トラクターを1台所有しています。今年度から5反要件も無くなったため、農業者として特段問題ないものと思われま

続きまして議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が島津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡東区にお住まいの●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように田園三丁目854番7、1233番3の2筆で、地目は田、面積は225㎡で

す。農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じて側溝への放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「敷地をコンクリートブロックとCPブロックで囲い土留め工事を行うこと」となっています。

8ページが現況平面図です。854番7と1233番3の2筆が今回の対象農地となっております。

9ページが土地利用計画図です。敷地の周囲はコンクリートブロックおよびCPブロックで囲む計画となっています。同ページの縦横断図をご覧ください。駐車場については切土を行い、道路とフラットにする計画となっています。切土をした駐車場側には隣地との境界に既に擁壁が設置されています。

11ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の12ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市八幡東区にお住まいの●●●●氏、●●●●●氏。譲渡人が北九州市八幡東区にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が14ページの字図にありますように田園三丁目854番15の1筆で、地目は田、面積は116㎡です。

農地区域が農業振興地域外で土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

なお隣地で宅地の田園三丁目854番10と一体利用する予定となっております。面積は合計して301.17㎡です。

申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する

確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

15 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じて側溝への放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「敷地をコンクリートブロック 2 段で囲い土留め工事を行う」こととなっております。

16 ページが現況平面図です。854 番 15 が申請地となっております。854 番 10 と一体的に利用します。

17 ページが土地利用計画図です。敷地の周囲はコンクリートブロック 2 段で囲む計画となっております。同ページの縦横断面図をご覧ください。切土盛土の予定はありません。

19 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

続きまして、議案書の 20 ページをお開きください。付議案件④農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鞍手町に事業所を置く●●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●●氏と尾崎にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が 22 ページの字図にありますように大字尾崎字内牟田 1217 番 1、1217 番 4 の 2 筆で、地目は田、面積は 1,265 m²です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第 2 種農地となっております。

なお、隣地で雑種地の 2104 番 3、2001 番 2 を一体的に利用いたします。面積は合計して 1,299 m²となっております。

申請理由は資材置場、駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

23 ページが水利関係承諾書です。条件は「油等を河川に流さないこと」というものとなっております。

24 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は資材置

場、駐車場で、施工計画は9月から着工し翌年1月に供用開始となる見込みです。

25ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっています。用地造成に伴う被害防除としては「出入口を除く境界内側にコンクリートブロック2段およびフェンスを施し土留め工事を行う」こととなっています。

26ページが現況平面図です。1217番1と1217番4が申請地となっており、2104番3、2001番2と一体的に利用します。

27ページが土地利用計画図です。敷地に砂利を敷き、右側300㎡を資材置場、左側999㎡を駐車場とし、入口以外をコンクリートブロックとフェンスで囲う計画となっています。同ページの縦横断図をご覧ください。水路側に勾配をつけるように切土を行う予定となっております。

28ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

続きまして議案書の29ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく別府にお住まいの●●●●氏です。

申請地が31ページの字図にありますように大字別府字木垂4021番1で、地目は田、面積は228㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

32ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「接続道路側を除く3辺について、既にコンクリートブロックの擁壁が施工済となっております。

33 ページが現況平面図です。水路および隣接宅地側に既に既設の擁壁が設置してあります。

34 ページが土地利用計画図です。敷地の周囲は既存の擁壁をそのまま利用し、駐車場はコンクリートで被覆する計画です。

同ページの縦横断図をご覧ください。水路側が下がっているため、盛土を行い土地を水平にする予定となっております。

36 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

続きまして議案書の37 ページをお開きください。

付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。

申請地が39 ページの字図にありますように、大字尾崎字八丁間790番、地目は田、面積が2,977 m²の1筆です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。売買単価は反当たり●●●●●●円、所有権の移転時期は8月末を予定しております。

本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。売り渡し予定の農業者は尾崎にお住まいの●●●●さんで、今後の農業委員会に付議される予定です。

続きまして議案書の40 ページをお開きください。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。

届出人が●●●●●●株式会社、届出の土地の所有者が上別府にお住まいの●●●●氏です。

届出地が42 ページの字図にありますように、大字鬼津字長始1180番1、地目は田、面積が2,216 m²で、そのうち241 m²を一時利用する予定です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。

申請理由は隣地に建つ鉄塔の修繕工事に伴う工事用地です。届出の用途に関する確実性については関係書類で確認しております。

一時利用期間は令和5年9月1日から令和5年10月31日までとなっております。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長 それでは、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 0 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 3 2 分

議長 再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

まずは、地区担当の一田孝雄委員から報告をお願いします。

地元委員 問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
(8番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。地区担当の林長輝委員から報告をお願いします。

地元委員 (4 番) 問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。同じく地区担当の林長輝委員から報告をお願いします。

地元委員 (4 番) 先ほどと同じく問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。同じく地区担当の林長輝委員から報告をお願いします。

地元委員
(4 番) 7 月 1 5 日に生産組合長とともに業者から説明を受けました。問題はないと判断します。ご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件④農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。地区担当の加藤陽一郎委員から報告をお願いします。

地元委員
(6 番) 7 月 2 1 日に業者より説明を受けました。現地をご覧のとおり問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは推進機構に農地が渡りまして、推進機構から購入予定の高山太郎氏は高山和幸氏の息子さんにあたります。特に問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでご

ざいます。

鉄塔の修繕工事のための一時利用であり、問題ないと考えます。現在水稲が作付けされていますが、稲刈り後に着工し、麦の播種前に完了することを確認しています。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農地改良について説明。

その他の案件②農地パトロールについて説明。

その他の案件③基本構想について説明。

その他の案件④配布物について説明。

その他の案件⑤赤い羽根共同募金について説明。

その他の案件⑥水利研修について説明。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第2回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 1 時 0 2 分